

諮問番号：平成 29 年度行服諮問第 2 号

答申番号：平成 29 年度行服答申第 2 号

答申書

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成 29 年 2 月 14 日、処分庁は、審査請求人による平成 28 年度北見市民税及び北海道民税の滞納について、審査請求人が第三債務者である北見税務署長に対して有する平成 28 年分申告所得税及び復興特別所得税還付金の差押え（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 これに対し、審査請求人は、本件処分を不服とし、平成 29 年 5 月 15 日付けで北見市長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分は、生活権の侵害に当たる金額に対する事象であることより、取消しを求める。
- (2) 本件は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 10 条、同法第 8 条第 1 項第 5 号、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 1 条第 2 項、同法第 1 条第 3 項、同法第 90 条、同法 709 条等。
- (3) 審査請求人の 1 か月の生活資金に差押金額を含めても不足であると思慮する。生活資金 1 か月の金額の保障額の回答はなく、生活資金が示されないにも関わらず差押えをしたこと（1 か月 31 万円か？）。
- (4) 審査請求人の 1 か月の生活資金として最低限認められていることの差押えであるから生活権の侵害に当たる（1 か月 31 万円か？）。
- (5) 本件処分については、教示は無かった。また、処分庁から提出された差押調書について、重要事項説明事項であるが、審査請求人に対し説明はされなかった。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、関係法令に基づき適法に行われた処分であるため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (2) 審査請求人は、本件処分が生活権侵害に当たる金額に対する処分であると主張するが、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）においては、当該債権

(平成 28 年分申告所得税及び復興特別所得税還付金)に係る差押禁止額を定めた規定もないことから、審査請求人の主張は認められない。

- (3) 審査請求人は、民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)による差押禁止動産について主張しているように見受けられるが、本件処分は税金等の滞納に係る国税徴収法による債権差押えのため、審査請求人の主張は認められない。
- (4) 審査請求人は、本件処分について教示はないと主張しているが、平成 29 年 2 月 14 日付けで処分庁が審査請求人に対し送付した差押調書謄本に、処分について不服がある場合は審査請求をすることができる旨記載し、教示を行っている。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分に至る経緯についての検討

ア 処分庁より提出された弁明書によると、本件処分に至る経緯は次のとおりである。

(ア) 審査請求人は、平成 28 年度分の 4 期分に係る北見市民税及び北海道民税(第 1 期分:5,400 円、第 2 期分:10,200 円、第 3 期分:8,000 円、第 4 期分:8,000 円。以下「本件各市道民税」という。)を各納期限(第 1 期分:平成 28 年 6 月 30 日、第 2 期分:平成 28 年 8 月 31 日、第 3 期分:平成 28 年 10 月 31 日、第 4 期分:平成 28 年 12 月 28 日)までに完納しなかった。

(イ) そこで処分庁は、審査請求人に対し、本件各市道民税のそれぞれの納期限後 20 日までの間に、それぞれに係る督促状を発した(第 1 期分:平成 28 年 7 月 20 日、第 2 期分:平成 28 年 9 月 20 日、第 3 期分:平成 28 年 11 月 21 日、第 4 期分:平成 29 年 1 月 19 日)。

(ウ) その他、処分庁は、審査請求人に対し、納付催告書(第 1 期分。平成 28 年 9 月 14 日付け)、差押予告書(第 1 期・第 2 期分。平成 28 年 10 月 13 日付け)、納付計画の催告書(第 1 期・第 2 期分。平成 28 年 11 月 17 日)及び差押決定通知書(第 1 期~第 3 期分。平成 28 年 12 月 8 日付け)をそれぞれ送達している。

(エ) その後、処分庁は、平成 29 年 2 月 14 日に審査請求人の債権(平成 28 年分申告所得税及び復興特別所得税還付金)を差し押え、平成 29 年 2 月 15 日に差押調書を送達した。

イ 以上の本件処分に至る経緯は、処分庁から提出された証拠書類及び審理員が処分庁に対して提出を求めた物件から判断すると、いずれも証拠に裏付けられたものであるとすることができ、また、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)、北見市税条例(平成 18 年北見市条例第 64 号)及び国税徴収

法の規定から判断しても、いずれも適法に行われたものといえることができる（地方税法第 13 条・第 20 条、北見市税条例第 21 条、地方税法第 331 条、国税徴収法第 47 条・第 54 条）。

ウ また、審査請求人においても、本件処分に至る経緯について違法性又は不当性の主張を行っているものではない。

エ 以上より、本件処分に至る経緯は、法令等の規定に基づいて適法に行われたものといえることができる。

(2) 本件処分に係る法令の適用についての検討

ア 審査請求人は、行政事件訴訟法をはじめとした様々な法令の適用を主張している。その意図するところは定かではないが、以下、実体面と手続面に分けて検討を行う。

イ まず実体面について検討を行うと、本件処分及びそれに至るまでの処分又は行為は、地方税法、北見市税条例及び国税徴収法に基づいて行われたものといえることができる。

ウ また、市民税の課税根拠及び納税義務は、いずれも法律又は条例に基づいて発生するものであり、地方公共団体と私人の間の契約等によって発生するものではない（地方税法第 2 条・第 3 条、北見市税条例第 3 条）。

エ したがって、審査請求人の民法及び消費者契約法の適用の主張は、本件処分に関しては、理由がないものといえることができる。

オ 次に手続面について検討を行うと、本件審査請求は、行政不服審査法に基づいて行われるものであり、行政事件訴訟法及び民事訴訟法が適用される場面はない。

カ したがって、審査請求人の行政事件訴訟法及び民事訴訟法の適用の主張は、本件審査請求に関しては、理由がないものといえることができる。

キ 以上より、民法、行政事件訴訟法等の法令の適用を理由とする審査請求人の主張は、理由がない。

(3) 本件処分の生活権の侵害及び生活資金の保障についての検討

ア 審査請求人は、本件処分は生活権の侵害である旨の主張している。「生活権」なるものの意図するところは明確ではないが、審査請求人の他の主張等を併せ考えると、審査請求人は憲法上の「生存権」の侵害を主張しているものと思われる。よって、以下では本件処分と生存権との関係について検討を行う。

イ 憲法第 25 条第 1 項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」旨規定している。この解釈として判例は、憲法第 25 条第 1 項の規定は、「すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではない」としている（最大判昭和 23・9・29 刑集 2 巻 10 号 1235 頁）。

ウ この解釈に従うと、憲法第 25 条の規定を直接の根拠として（つまり憲法第 25 条違反を理由として）、本件処分の取消しを求めることはできないも

のということが出来る。

エ したがって、生活権の侵害であることから本件処分の取消しを求めるとの審査請求人の主張は、受け入れることができない。

オ また、審査請求人は生活資金の保障額（他の表現として、生活権の侵害に当たる金額、生活資金として最低限認められていること等）なるものを併せて主張している。その意図するところは定かではないが、処分庁はこの審査請求人の主張を差押禁止に係る主張と捉えていることから、以下では本件処分が差押禁止に当たるか否かについて検討を行う。

カ 国税徴収法には、差し押えることができない財産についての規定が置かれている（同法第 75 条～第 78 条）。これらは、滞納者等の最低生活の保障を定めたもの等（同法第 75 条）や、給与・年金生活者等の最低生活費程度に相当する金額の保障を定めたもの（同法第 76 条・第 77 条）等からなっている。そして、給与・年金等の債権の差押禁止額について、同法 76 条にその詳細な計算方法が規定されている。

キ 本件処分の対象となった平成 28 年分申告所得税及び復興特別所得税還付金について見ると、当該債権は、国税徴収法上のいずれの差押禁止財産にも該当しない。また、審査請求人の主張する生活資金の保障額が、上記給与・年金等の債権の差押禁止額のことを指しているのものであるとしても、これはあくまでも給与・年金等の債権の差押禁止額を規定しているものであって、差押えを受ける者の財産の保障額を定めたものではない。

ク したがって、生活資金の保障額を差し押えたとの審査請求人の主張は、受け入れることができない。

ケ 以上より、生活権の侵害及び生活資金の保障額を理由とする審査請求人の主張は、理由がない。

(4) 本件処分の教示についての検討

ア 審査請求人は、本件処分について教示は無かった旨主張している。一方、処分庁は、教示を行った旨主張している。

イ 処分庁は、審査請求をすることができる処分をする場合には、その旨を書面で教示しなければならないこととされており、本件処分の場合には、審査請求をすることができる旨を差押調書で教示しなければならないこととなる（地方税法第 19 条、行政不服審査法第 82 条）。

ウ 処分庁から証拠書類として提出された差押調書を見ると、「この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して文書をもって審査請求をすることができます」との教示が掲載されている。

エ したがって、教示は無かったとする審査請求人の主張は、受け入れることができない。

オ また、審査請求人は、差押調書について、重要事項であるが審査請求人に対し説明はなかった旨の主張も併せて行っているが、本件処分に関して消費者契約法の規定（同法第 4 条第 1 項及び第 5 項）を持ち出すことはで

きない。

カ 以上より、教示が無かったこと及び重要事項の説明が無かったことを理由とする審査請求人の主張は、理由がない。

- (5) 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

平成29年 9月27日 審査庁から諮問書を受領

平成29年10月 4日 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分に至る経緯について

- (1) 本件処分は、審査請求人が本件各市道民税を各納期限までに完納しなかったため、督促状が発せられ、それでもなお徴収金を完納しなかったことより行われたことは明らかである。
- (2) また、本件処分及びそれに至る経緯は、地方税法、北見市税条例及び国税徴収法（以下「地方税法等」という。）に基づいて行われたものということができる。
- (3) したがって、本件処分の取消しを求めるとの審査請求人の主張は採用することはできない。

2 本件処分に係る法令の適用について

- (1) 本件処分は、地方税法等に基づいて行われたものということができ、また、本件審査請求は、行政不服審査法に基づいて行われたものということができる。
- (2) また、民法は私人間において適用される法律であり、消費者契約法は消費者及び事業者の間において適用される法律であるため、本件処分に関して、これらの法律が適用される場面は無いものということができる。
- (3) したがって、行政事件訴訟法、民事訴訟法、消費者契約法及び民法の適用を主張する審査請求人の主張は採用することはできない。

3 本件処分の生活権の侵害及び生活資金の保障について

- (1) 本件処分は、地方税法等に基づいて行われたものということができるものの、国税徴収法には、生活権の侵害、生活資金の保障その他これらに類する規定は置かれていない。
- (2) したがって、生活権の侵害及び生活資金の保障について主張する審査請求人の主張は採用することはできない。

4 本件処分の教示について

- (1) 審査請求人は、本件処分に関して教示は無かった旨主張するものの、本件処分に係る差押調書には、教示が掲載されている。
- (2) したがって、教示が無かったとの審査請求人の主張は採用することはできない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は、第1のとおり答申する。

北見市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会

委員 大島 由依

委員 杉山 定憲

委員 中島 茂幸

以上